

8大疾病保障付住宅ローン 〈お借入時の年齢が18歳以上46歳未満〉

8大疾病と診断され、所定の条件を満たした場合、**住宅ローンの残高が0円に。**

「住宅ローン残高0円」となった場合、返済を気にすることなく、生活を守り、治療に専念することができます。特約を付加することで、8大疾病以外のケガや病気にも保障範囲を拡大できます。



***1【8大疾病】**

8大疾病とは以下を指します。

8大疾病	
三大疾病	ガン（上皮内ガンを除く）
	急性心筋梗塞
	脳卒中
5つの重度慢性疾患	高血圧症
	糖尿病
	慢性腎不全
	肝硬変
	慢性膵（すい）炎

***2【保障開始日】**

ご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日

***3【お支払対象となるガン（悪性新生物）の例】**

部位	ガン（悪性新生物）の種類
脳・神経	悪性脳腫瘍・悪性脊髄（せきずい）腫瘍等
口腔・鼻・咽頭（いんとう）	舌ガン・鼻腔（びくう）ガン・咽頭ガン等
呼吸器および胸部	喉頭（こうとう）ガン・乳ガン・肺ガン・気管支ガン等
消化器	胃ガン・食道ガン・大腸ガン・直腸ガン等
肝臓・胆のう・膵（すい）臓	肝臓ガン・胆のうガン・膵（すい）臓ガン等
泌尿器	腎臓ガン・精巣（睾丸）ガン・前立腺ガン・膀胱（ぼうこう）ガン等
婦人科	子宮ガン・乳ガン・卵巣ガン等
皮膚	皮膚の悪性黒色腫等
骨・筋肉	骨肉腫・肉腫等
血液・リンパ	悪性リンパ腫・白血病・多発性骨髄（こつずい）腫等
内分泌	甲状腺ガン・悪性下垂体腫瘍等
その他	原発部位不明のガン等

***4【お支払対象とならないガンの例】**

上皮内ガン、大腸の粘膜内ガン、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガン等、ガンが浸潤していない状態は、お支払の対象外となります。

***5【所定の状態】**

急性心筋梗塞の場合	労働制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）。
脳卒中の場合	言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺障害がある状態。

***6【就業不能状態】**

就業不能状態（就業できない状態）とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。就業不能状態は、医師の診断書等の資料に基づき保険会社が判断いたします。

***7【その状態】**

入院のため、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。

住宅ローン残高が0円となるには、対象となる疾病・疾患ごとに所定の条件があります。くわしくは裏面をご覧ください。

●お借入期間中に8大疾病保障付ではない住宅ローンへの変更および保障プランの変更はできません。また、本住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返れい金はございません。

1 主契約 8大疾病^{*1}保障付住宅ローン 住宅ローン金利 **+**年0.3%

対象となる疾病等	保障内容				
保障開始日以降に*2	ガン ^{*3} （上皮内ガン*4を除く）	と診断されたら		住宅ローン残高 0円	
	急性心筋梗塞・脳卒中（脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血）	所定の状態*5が60日以上継続したと診断されたら			
	高血圧症 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変 慢性膵（すい）炎	就業不能状態*6が1ヵ月を超えて継続したら	約定期済相当額 最長12ヵ月間保障	就業不能状態*6が13ヵ月を超えて継続したら	住宅ローン残高 0円
	病気やケガで入院	その状態*7が継続して約定期済日が到来したら	約定期済相当額 1回分を保障	その状態*7が1ヵ月を超えて継続したら	入院一時金 10万円

特約を付加することで、保障範囲を拡大できます。



3 特約 日常のケガ・病気保障特約 住宅ローン金利 **+**年0.1%

対象となる疾病等	保障内容				
保障開始日以降に*2	8大疾病以外のケガ・病気	就業不能状態*6が1ヵ月を超えて継続したら	約定期済相当額 最長12ヵ月間保障	就業不能状態*6が13ヵ月を超えて継続したら	住宅ローン残高 0円

※「日常のケガ・病気保障特約」単独では、ご加入いただけません。

2 主契約 8大疾病^{*1}保障付住宅ローン【ライト】 住宅ローン金利 **+**年0.1%

対象となる疾病等	保障内容				
保障開始日以降に*2	ガン ^{*3} （上皮内ガン*4を除く） 急性心筋梗塞 脳卒中 高血圧症 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変 慢性膵（すい）炎	就業不能状態*6となったら	約定期済相当額 最長12ヵ月間保障	就業不能状態*6が12ヵ月を超えて継続したら	住宅ローン残高 0円

※8大疾病保障付住宅ローン【ライト】は日常のケガ・病気保障特約を付加することはできません。

8大疾病保障付住宅ローン

下記 1 2 3 共通の商品概要

■ 対象商品となる住宅ローン

- WEB申込専用住宅ローン
- WEB申込専用借り換えローン
- WEB申込専用住み替えローン
- WEB申込専用定借住宅ローン

■ お申込金額

100万円以上2億円以内(10万円きざみ)
〈WEB申込専用定借住宅ローンの場合、200万円以上5,000万円以内(10万円きざみ)〉

■ 保障期間

■ 保障開始日

ご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日

■ 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

1 8大疾病保障付住宅ローン 商品概要

■ お借入時年齢：18歳以上46歳未満

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
ガン	ガン診断保険金は、保障開始日以降に生まれて初めてガンに罹患し、医師により診断確定された場合に、診断確定された時点のローン債務残高相当額が診断保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。ただし、上皮内ガン、大腸の粘膜内ガン、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガンなど、ガンが浸潤していない状態は、お支払の対象となりません。	●保障開始日以前にガンと診断された場合
急性心筋梗塞・脳卒中	急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金は、保障開始日以降に、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し、その疾病により医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態＊が継続したと医師により診断された場合に、診断された時点のローン債務残高相当額が診断保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ＊所定の状態とは〈急性心筋梗塞の場合〉労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)。「脳卒中の場合」言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺障害がある状態。	●保障開始日以前に急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合 ●急性心筋梗塞で医師の診療を受けた日から59日までに労働制限が必要なくなった場合 ●脳卒中で医師の診療を受けた日から59日までに後遺症がなくなった場合
重度慢性疾患 (高血圧症 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変 慢性肺炎)	月々のローンご返済に対する保障 ご融資日以降に罹患した5つの重度慢性疾患のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が1ヵ月を超えたローンの約定返済日以降も継続し、かつ13ヵ月経過した日までであった場合は、当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。 ローン債務残高に対する保障 ご融資日以降に罹患した5つの重度慢性疾患のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて13ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月以内にその状態ではなくなった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月経過後、それ以降第1回目のローンご返済日前に就業不能状態ではなくなった場合
病気・ケガによる入院保障	ご融資日以降に罹患した病気やケガにより、保障開始日以降に入院し、それ以後の第1回目の約定返済日が到来しても入院されていた場合、当該約定返済相当額1回分が保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。	●保障開始日以前に入院した場合 ●入院後第1回目のローンご返済日前に退院した場合
病気・ケガによる入院一時金	ご融資日以降に罹患した病気やケガにより、保障開始日以降に入院し、入院による就業不能状態が1ヵ月を超えて継続した場合、入院一時金10万円をお支払いします。	●保障開始日以前に入院した場合 ●入院による就業不能状態となってから1ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合

2 8大疾病保障付住宅ローン【ライト】商品概要

■ お借入時年齢：18歳以上46歳未満

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
月々のローンご返済に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が継続した場合、最長12回を限度として、当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合
ローン債務残高に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病のいずれかにより、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから12ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合

3 日常のケガ・病気保障特約 商品概要

■ お借入時年齢：18歳以上46歳未満

項目	保障内容	保険金がお支払いされない場合の例
月々のローンご返済に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が1ヵ月を超えたローンの約定返済日以降も継続し、かつ13ヵ月経過した日までであった場合は、当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月以内にその状態ではなくなった場合 ●就業不能状態となってから1ヵ月経過後、それ以降第1回目のローンご返済日前に就業不能状態ではなくなった場合
ローン債務残高に対する保障	ご融資日以降に罹患した8大疾病以外のケガ・病気により、保障開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態となった日から、その日も含めて13ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続していた場合、その時点のローン債務残高相当額が保険金として保険会社より三井住友銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	●保障開始日以前に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから13ヵ月以内に就業不能状態ではなくなった場合

※8大疾病保障付住宅ローンにおける「入院保障」とは重複したお支払はされません。

- お借入期間中に疾病保障付ではない住宅ローンへの変更および保障プランの変更はできません。
また、本住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返れい金はございません。



ご注意

- ご融資させていただく日から3ヵ月間は、保障の対象とはなりません。保障開始日はご融資日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。
- お申込金額は最高2億円まで(WEB申込専用定借住宅ローンをご利用の場合は5,000万円まで)となります。
- 告知の内容により、保険会社がお断りする場合があります。
- 虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金支払われない場合があります。
- 疾病保障付住宅ローンでご利用いただく保険は、三井住友海上火災保険株式会社の引受となりますので、保険内容の詳細やご不明点については、「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

- 保険金のお支払には、本パンフレット記載内容のほかにも条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。
- 保障内容についての概要説明は、当行が保険契約者としての立場から住宅ローンご契約者のために行っているもので、いわゆる保険募集のための説明ではありません。
- 万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していること、および加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類、代理請求等)をお伝えください。

ご留意事項

- ローンのお申込に際しては、当行および当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込をお断りすることがございますのでご了承ください。
- ご融資対象物件の所在地等によっては、住宅ローンのお取扱ができない場合がございます。

■ 対象商品について

- ご融資期間：1年以上35年以内(1ヵ月きざみ)
※借り換えの場合は、上記に加え、現在お借入中の住宅ローンの経過期間と通算で35年以内。
- ご融資対象物件に、当行指定の保証会社を抵当権者とする抵当権を設定していただきます。
- 所定の保証料が必要です。保証料内枠方式の場合は、お借入金利の中に含まれます。
- 変動金利型から固定金利特約型への変更、固定金利特約期間終了後の固定金利特約型の再設定、その他借入条件の変更、繰上返済をされる場合等は、別途所定の手数料が必要となる場合があります。

- 固定金利特約型・超長期固定金利型のご利用期間中は金利の変動はなく、また他の金利種類への変更はできません。
- 新規借り入れ、借り換え、住み替え等のお申込にあたっての条件やご返済の試算、手数料等、くわしくは当行ホームページまたは当行国内本支店窓口にてご確認ください。また、商品説明書をご用意しておりますのでご覧ください。